

各種保険取扱

健康保険適用

とあっても

すべてが対象ではありません。

接骨院・整骨院に かかるときにはご注意を！

柔道整復師の施術はすべてが
健康保険の対象になっているわけではありません。
皆さんの保険料を大切に使うためにも、
接骨院、整骨院にかかる際にはご注意ください。



早わかりチャート

接骨院・整骨院に健康保険でかけられるとき・かけられないとき

スタート

痛みの原因は次のどちらですか？

1 転んで打った、ひねったなど負傷原因のはっきりした外傷性の痛みだ

2 内科的病気が原因の痛み、または昔からの慢性的な痛み、あるいは原因不明の痛みだ

1の場合

2の場合

健康保険ではかけられません

- 例
- 過去に負傷し、治ったところが自然に痛み出したとき
 - 神経痛、ヘルニア、リウマチ、脳疾患後遺症などによる痛み

次のうち、どの疾患ですか？

骨折

脱臼

打撲

ねんざ

挫傷

※1

※1
肉ばなれなど、
筋・腱の損傷

接骨院・整骨院にかかることについて、
医師の同意は得ていますか？

YES

NO

健康保険で
かけられます

健康保険では
かけられません

※2

※2 応急手当の場合は、
健康保険でかけられます。

健康保険で
かけられます

- 例
- スポーツの試合で足首をひねり、痛む
 - 重い物を持ち上げたときに腰を痛めた

1、2のいずれにも
該当しない
下記のようなケースは、
健康保険ではかけられません。

- 例
- スポーツ等が原因の筋肉疲労
 - 日常生活等での単なる肩こり
 - 医療機関で治療を受けながら同じ負傷箇所の施術を受けている
 - 仕事中や通勤途中のけが

なお、交通事故など第三者行為によるけがで、健康保険を使う場合、健康保険組合に必ず連絡してください。

* 健康保険は治療を目的としたものです。施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察をお勧めいたします。

療養費支給申請書に

必ずご自身で署名または捺印をしてください

療養費支給申請書は受診者が接骨院・整骨院に委任し、本人に代わって療養費を健康保険組合に請求し、支払いを受けるために必要な書類です。委任欄に署名する際、療養費支給申請書の負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、署名または捺印をしてください。

領収書を必ずもらいましょう

接骨院・整骨院は、領収書の無料発行が義務づけられています。医療機関にかかった際と同様に、領収書は必ずもらっておきましょう。

事後の施術内容の確認にも使えますので、施術の内容ごとに金額が細かく書かれた明細書ももらっておくとより望ましいですが、明細書の発行は有料の場合もあります。

接骨院・整骨院にかかれた方への照会文書にご協力ください。

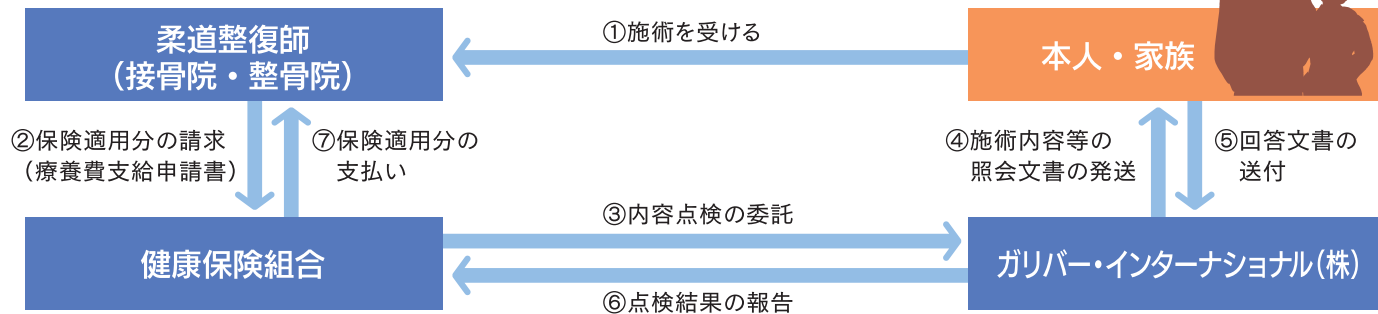
接骨院・整骨院の請求の中には、健康保険の対象とならない請求も見受けられるため、当健康保険組合から施術内容などについてお問い合わせすることがあります。

当健康保険組合では、健康保険証を使って接骨院・整骨院の施術を受けた方に、施術内容や施術経過、負傷原因等の照会を郵送でさせていただく場合があります。保険料を適正に活用するため、照会業務へのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、**照会文書発送は（ガリバー・インターナショナル（株）保険管理センター）**に依頼しております。

ご回答いただきました内容につきましては、個人情報保護法に基づき、「柔整師に確認する際の資料としてのみ使用する」としてしております。

施術から療養費支払いまでの流れ



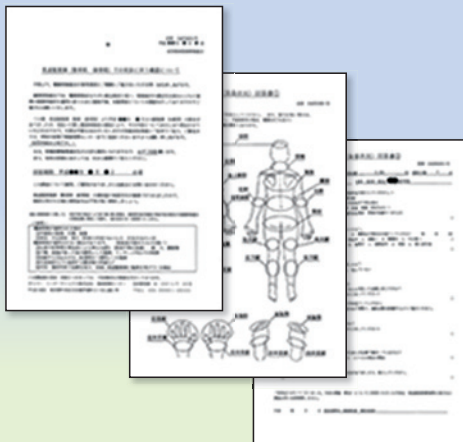
照会の手順 1

施術日の2ヵ月～数ヵ月後、郵送にてご自宅宛に照会書(回答書を同封)をお送りいたします。



照会の手順 2

回答書にご記入をお願いいたします。



照会の手順 3

同封されている封筒で、回答書をご返送ください。

